

データ連携基盤規約 Ver.1.0

第1章 総則

第1条（目的）

本データ連携基盤規約（以下「**本基盤規約**」という。）は、●●（以下「**運営事業者**」という。）と、各参加者（第 2 条で定義する。）との間において、[参加者間でサプライチェーンデータを円滑に流通させる]ために運営事業者が運営する本基盤に関する権利義務を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本基盤規約において、個別の条項に定める場合に加えて、次の各用語は、次の各意味を有するものとする。

本基盤	別紙に定めるデータ連携基盤及びこれを構成する各設備
設備	コンピュータ、電気通信設備その他のハードウェア、ソフトウェア及びシステム（第三者から借受け又は第三者から提供を受けているものを含む。）
データ提供者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者に対し本データを提供する者。ただし、提供時点で既に本基盤に存在するデータと全部又は一部同一のデータを提供する場合には、同一性が認められる範囲については、データ提供者にあたらない。
データ受領者	本基盤上又はこれを介して、運営事業者から本データの提供を受ける者又はその提供を求める者（参加者でない者を含む。）
データ利用者	データ受領者のうち参加者である者
基盤介在受領者	データ受領者のうち参加者でない者
参加者	運営事業者と本基盤契約を締結した者
本基盤機能	別紙に定める本基盤の機能
本基盤契約	本基盤規約の規定に基づき運営事業者と各参加者との間で成立する本基盤の運営（本データの提供及び利用を含む。）に関する契約
本データ	別紙に定めるデータ
データ関連条件	データ提供条件及びデータ利用条件
データ提供条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、運営事業者がデータ受領者に対し本データを提供するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）

データ利用条件	データ提供者が運営事業者の別途定める方法に従い設定した、データ利用者が本データを利用するための条件（変更される場合には、その変更後のものを意味する。）。ただし、対応する本データの第三者への提供に関する条件を含まない。
本データ保証	別紙又は運営事業者の別途定める方法に従い設定したデータ提供者が運営事業者に対し本データを提供する際のそのデータに関する保証
終了時データ関連条件	本基盤契約終了日時点のデータ関連条件
終了後利用期間	データ提供者が、運営事業者が別途定める方法により、指定した、本基盤契約終了後、本データを利用可能な期間
本クレデンシャル	参加者が本基盤にアクセスする際の認証に用いる ID、パスワードその他の情報
知的財産	発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他知的財産権の設定を受ける権利を含む。）
パーソナルデータ	個人情報の保護に関する法律に定める個人に関する情報及び匿名加工情報
基本的免責事由	各当事者について次の各号のいずれかに該当する事由 (1)天災地変、自然災害等の不可抗力 (2)感染症・疫病の流行（これらに伴う公的機関による命令・要請の遵守を含む。） (3)戦争 (4)暴動、内乱、テロリズム (5)法令の制定・改廃 (6)公権力による命令処分その他政府による行為 (7)その他いずれの当事者の責めに帰することができない事由
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者
第三者	本基盤契約の当事者以外の者

第3条（適用関係）

- 1 本基盤規約の適用関係は、次の各号に定めるとおりとする。各参加者と運営事業者との間では、本基盤契約は、第4章及び第5章の規定を除いた本基盤規約をその内容とする。ただし、次の各号に該当する場合には、その各号の定めにより、各号の重畳適用も可能とする。
 - (1) 本基盤契約の当事者である各参加者がデータ提供者である場合には、自らが提供する本データについて、第4章が適用される。
 - (2) 本基盤契約の当事者である各参加者がデータ利用者である場合には、第5章が適用される。
- 2 本基盤規約の別紙は本文と一体として本基盤契約の内容となる。本文の定めと、別紙の定めとの間に齟齬がある場合には、その別紙の定めが優先する。

第2章 本基盤契約の締結

第4条（契約の締結）

- 1 本基盤への参加を希望する者（以下「**申込者**」という。）は、本基盤規約の内容に同意した上で、運営事業者が別途定める方法により、運営事業者に対し、本基盤契約の締結を申し込む。この場合には、申込者は、運営事業者に対し、運営事業者が別途定める情報を提供する。
- 2 前項の申込みを受けた場合には、運営事業者は、所定の審査を行った上で、申込者に対し、運営事業者が別途定める方法により、その申込みを承諾するか否かを、通知する。
- 3 申込者は、運営事業者に対し、次の第1号から第3号のいずれにも該当しないことを表明保証する。運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合又は第1号から第3号のいずれかに該当するおそれがある場合には、申込者による第1項の申込みを承諾しないことができる。
 - (1) 申込者から申告のあった事項の全部又は一部が事実と反し又は重要な事実について申告がないとき。
 - (2) 申込者が過去に本基盤の使用に関して、本基盤契約に違反した者であるとき。
 - (3) 申込者が反社会的勢力に該当する者であるとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由のほか、その申込者の本基盤への参加の承認が適当でないと運営事業者が合理的理由により判断するとき。
- 4 運営事業者が、第2項の規定に基づき第1項の申込みを承諾する旨の通知を申込者に対し発信した時をもって、運営事業者と申込者との間で本基盤契約が成立する。

第5条（登録事項の変更）

参加者は、第4条（契約の締結）第1項の申込時に自らが登録した事項その他の運営事業者が別途定める自らに関する登録事項に変更がある場合には、運営事業者に対し、速やかに、その変更事項を連絡する。

第3章 本基盤の運営等

第6条（本基盤の使用許諾）

- 1 参加者による本基盤の使用開始日は、本基盤契約の成立日又は運営事業者が別途定める日のいずれか遅い日とする。
- 2 運営事業者は、参加者に対し、本基盤契約に従うことを条件として、本基盤機能の使用に必要な限りにおいて、本基盤の使用を許諾し、これにアクセスする権限を与え、本クレデンシャルを付与する。

第7条（本基盤の運営及び機能）

- 1 運営事業者は、本基盤契約の有効期間中、法令を遵守し、善良な管理者の注意をもって、本基盤を運営し、本基盤機能を提供する。なお、運営事業者のその義務は、本基盤機能の内容に応じて必要かつ適切な安全管理及び情報セキュリティ対策の履践を含むがこれらに限られない。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法により、参加者に対し、その提供を希望する本基盤機能を提供する。
- 3 運営事業者は、別紙に定める場合を除いて、本基盤の運営及び本基盤機能の提供について、参加者に対し、法令上のものであるか否かを問わず何ら保証責任を負わない。

第8条（本基盤の運営委託）

- 1 運営事業者は、その裁量により、本基盤の運営、本基盤機能の提供又は本基盤契約上の義務の履行に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者（以下「**受託者**」という。）に対して委託できる。
- 2 前項の規定に基づき運営事業者がその業務の全部又は一部を受託者に対して委託する場合には、次の各号の定めるところによる。
 - (1) 運営事業者は、参加者に対し、受託者の情報を周知する。
 - (2) 運営事業者は、その委託業務の遂行にあたり、受託者に対し、本基盤規約の運営事業者の義務と同等以上の義務を負わせる。受託者による作為不作為は、運営事業者による作為不作為とみなす。

第9条（本基盤の使用料）

参加者は、本基盤の使用開始日から、本基盤契約の存続期間中、運営事業者に対し、本基盤の使用の対価として別紙に定める使用料を、別紙に定める条件により支払う。ただし、別紙においてその使用料が無償とされる場合はこの限りではない。

第10条（本基盤の提供停止）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が解消するまでの間、その裁量により、参加者による本基盤の使用又は参加者に対する本基盤機能の提供を全部又は一部停止できる。
 - (1) 参加者が本基盤契約に違反するとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 第41条（本基盤契約の解除）の各事由に該当するとき。
 - (3) 定期又は必要に応じた本基盤に関する設備の保守作業を実施するとき。
 - (4) その他本基盤の使用又は本基盤機能の提供を全部又は一部停止するやむをえない事由があるとき。
- 2 前項の規定に従い、本基盤の使用又は提供を停止する場合には、運営事業者は、法令に違反しない限り、その使用又は停止により影響を受ける又は受けるおそれがある参加者に対し、次の各号の義務を負う。
 - (1) その停止前に周知できる場合には、参加者に対し、その停止について、停止前に可及的速やかに周知する。
 - (2) その停止前に周知できない場合には（法令により周知が禁止される場合を含む。）、参加者に対し、その停止について、停止後、直ちに周知する。

第11条（本基盤の不具合等）

- 1 参加者は、本基盤の不具合を知った場合には、運営事業者に対し、速やかに、その事実を連絡する。
- 2 運営事業者は、本基盤の不具合を知った場合には、速やかに、参加者に対し、その旨を周知し、その不具合を修理又は復旧するように努める。

第12条（本基盤使用のための設備設定・維持）

- 1 参加者は、自己の費用と責任において、運営事業者が別途定める条件（安全管理及び情報セキュリティ対策の実施を含むがこれに限られない。）により本基盤を使用するための設備を設定し、維持する。
- 2 参加者は、本基盤を使用するに当たり、自己の責任及び費用負担において、電気通信事業者等の電気通信サービスを使用して参加者の設備を本基盤に接続する。
- 3 本基盤使用のための参加者の設備に不具合がある場合には、運営事業者は参加者に対し本基盤の提供の義務を負わない。

第13条（参加者の遵守事項）

- 参加者は、次の各号のいずれかに該当し又はそのおそれがある行為をしてはならない。
- (1) 法令に違反する行為
 - (2) 運営事業者又は本基盤の他の参加者の財産権（知的財産権を含む。）、営業秘密、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為。
 - (3) 本基盤のうち、本クレデンシャルの付与等により、運営事業者から正当な権限を

与えられていない領域にアクセスし、又はそれらのアクセスを試みる行為。

- (4) 本基盤について、その手法を問わず、構造、機能、処理方法等を解析し、全部若しくは一部の複製を作成し又はソースコードを得ようとする行為。
- (5) 本基盤の全部又は一部を他の製品又はサービスに組み込む行為。ただし、運営事業者が特に認めたものを除く。
- (6) 本基盤に対し不正なデータ、命令、プログラム等を入力し、又は本基盤にそれらを設置する行為。
- (7) 運営事業者が定める本基盤の使用方法に違反する行為その他の本基盤契約の違反。
- (8) 本基盤の設備に過度な負担を掛ける行為。
- (9) 本基盤の円滑な提供のために必要な事項として運営事業者が遵守を求める事項に違反する行為。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本基盤の円滑な提供又は使用を妨げると運営事業者が合理的理由により判断する行為。

第14条（本クレデンシャルの付与・管理）

- 1 参加者は、運営事業者から付与された本クレデンシャルを善良な管理者の注意義務をもって管理・保管する。
- 2 参加者は、第三者に対し、運営事業者から付与された本クレデンシャルを自ら又は他者をして使用させてはならない。
- 3 本クレデンシャルを認証に用いて、本基盤へのアクセスがあった場合には、そのアクセスは、その本クレデンシャルを付与された参加者により行われたものとみなし、参加者は、運営事業者に対し、そのアクセスによる対価の支払いその他のそのアクセスに起因又は関連して発生した債務を負担する。ただし、運営事業者による本基盤契約の違反又は責めに帰すべき事由により、その本クレデンシャルを第三者が使用した場合又は運営事業者によりそのアクセスが行われた場合はこの限りでない。

第15条（インシデント）

- 1 運営事業者は、本データの漏洩、滅失又は毀損が発生した場合には、参加者に対し、直ちにその詳細を報告する。
- 2 前項に規定する場合、運営事業者は、二次被害の防止及び原因究明に最大限の努力をする。参加者は、必要な情報の開示等、運営事業者によるこれらの対応に必要な協力をする。運営事業者及び関連する参加者によるこれらの対応に必要な費用は、本データの漏洩、滅失又は毀損の原因等を踏まえて運営事業者及び参加者との間の協議により定める。

第16条（秘密保持義務）

- 1 本条において「秘密情報」とは、運営事業者及び参加者が、本基盤契約を通じて相手方に開示した技術又は営業上の情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報をいう。なお、本条において、秘密情報を開示する当事者を「開示者」、その開示を受ける者を「被開示者」という。
 - (1) 開示者が、受領者に対し、書面又は有形の手段により開示した情報のうち、秘密情報である旨を明示した情報
 - (2) 開示者が、受領者に対し、口頭その他無形的手段により開示した情報又は前号の表示が困難な情報のうち、その開示後●●日以内に開示内容の概要を書面化して秘密情報である旨を連絡した情報
 - (3) その他別紙に定める情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬ。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報に依拠することなく被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
 - (6) 本データ
- 3 開示者から開示された情報が第1項第2号に該当するとき、受領者は、開示後●●日が経過する日又は開示者が受領者に対し秘密情報として取り扱わない旨を連絡した日のいずれか早い日までは、その情報を秘密情報と同様に取り扱う。ただし、その情報が、第2項各号に掲げる情報のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- 4 被開示者は、開示者の秘密情報を秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示若しくは漏洩し又はこれを本基盤契約に基づく権利の行使若しくは義務の履行以外の目的で使用してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被開示者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号に定める条件で秘密情報を開示できる。
 - (1) 被開示者は、法令上の強制力を伴う開示請求又は命令が公的機関よりなされた場合には、その請求又は命令に応じる限りにおいて、開示請求者への速やかな通知を行うことを条件として開示できる。
 - (2) 被開示者は、本基盤契約上の権利の行使又は義務の履行のために必要な範囲内に限り、本条に基づく各義務と同等以上の義務を遵守させることを条件に、自らの役職員又は法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対し秘密情報を開示できる。
 - (3) 被開示者が運営事業者である場合には、第8条（本基盤の運営委託）の委託に基づく受託者に対し、委託業務の遂行に必要な限りにおいて開示できる。

- 6 本基盤契約の終了時、被開示者は、秘密情報が記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある秘密情報を削除する。被開示者は、開示者が求める場合には、これら義務の履践について証明書を差し入れる。
- 7 本条に基づく被開示者の各義務は、本基盤契約の終了後も●●年間継続して存続する。

第4章 データ提供関連条項

第17条（データ関連条件の設定）

- 1 データ提供者は、運営事業者がデータ提供者によるデータ関連条件の設定を許容している場合には、その提供と同時又はこれに先立ち、運営事業者が別途定める方法によりデータ関連条件を設定する。
- 2 データ関連条件の変更は運営事業者が別途定める方法による。この場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更をそのデータを利用しているデータ利用者に対し周知する。
- 3 データ提供者は、次の各号に掲げる者に対し、その各号の条件を満たす限り、自らが提供した本データに関する知的財産権、人格権その他一切の権利利益に基づく請求をしてはならない。
 - (1) 運営事業者： 本基盤契約に基づき本データを利用又は提供するとき
 - (2) データ受領者： 本基盤機能の使用に必要な範囲で利用するとき、又はその本データを受領した各データ受領者が関連するデータ利用条件若しくは別途データ提供者が許諾した条件（本基盤契約に基づき設定可能な場合に限る。）の範囲内で本データを利用するとき

第18条（運営事業者への本データの提供）

- 1 データ提供者が、本データを運営事業者に対し提供することを希望する場合には、運営事業者が別途定める方法によりこれを提供する。
- 2 データ提供者は、その提供する本データにパーソナルデータが含まれる場合には、運営事業者に対し、事前にその旨及び提供するパーソナルデータの項目を明示すると共に、データ提供者及び運営事業者は、個人情報の保護に関する法律その他の適用法令を遵守する。

第19条（運営事業者による本データの利用）

- 1 運営事業者は、別紙に定める本基盤機能の提供に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならず、データ受領者以外の第三者に利用させてはならない。
- 2 運営事業者は、第 28 条（データ利用者による本データの利用）の範囲を超えて、本データをデータ利用者に利用させてはならない。第 37 条（損害賠償）第 2 項及び第 3 項の規定は、本条の違反には適用しない。

第20条（運営事業者による本データの管理）

- 1 運営事業者は、データ提供者から提供された本データを、他の参加者から提供されたデータと明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- 2 運営事業者は、本データの管理又は保管に関する安全管理及びセキュリティ基準について、本基盤を通じた連絡その他の方法により周知する。
- 3 運営事業者は、データ提供者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。
- 4 運営事業者は、データ提供者から提供された本データの開示又は利用が法令又は本基盤契約に違反する若しくはそのおそれがあると運営事業者が合理的理由により判断する場合には、法令に違反しない範囲でデータ提供者及びその本データを利用している全ての参加者に対し事前に周知することで、その本データの本基盤からの削除その他の法令若しくは本基盤契約の違反又はそのおそれを払拭するために必要な措置を講じることができる。

第21条（運営事業者による本データの第三者提供）

- 1 運営事業者は、データ提供者が設定したデータ提供条件を満たす又は次項に基づきデータ提供の承諾があったデータ受領者に対してのみ、関連する本データを提供する。
- 2 運営事業者は、運営事業者が別途定める方法によりデータ受領者が運営事業者に対し本データの提供を依頼した場合には、そのデータ受領者がデータ提供条件を充足しているか否かを確認する。データ提供条件を充足していると運営事業者が判断しない場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、本データの提供を承諾するか否かを確認し、データ提供者は、運営事業者が別途定める期限以内に、運営事業者が別途定める方法により回答する。同期限内に回答がない場合、データ提供者の承諾が得られなかったものとみなす。
- 3 前2項の規定に基づき、運営事業者がデータ受領者に本データを提供した場合には、運営事業者は、データ提供者に対し、その旨を速やかに連絡する。
- 4 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、運営事業者による本データの取扱いに準用する。

第22条（運営事業者によるデータ提供・利用対価の支払い）

運営事業者は、データ提供者に対し、データ提供者から提供された本データの提供及び利用の対価を支払う義務を負わない。

第23条（データ提供者による本データの保証）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し、自らが提供する本データについて次の各号の全てを保証する。
 - (1) データ利用条件に従った本データの利用ができること
 - (2) 本データが、法令上必要な手続を履践されて適法に取得及び提供されていること
 - (3) 本データが、本データ保証に違反しないこと
- 2 データ提供者は、運営事業者に対し、前項の各号に定める保証事項を除いて、次の各号の事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 本データの正確性
 - (2) 本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと
- 3 本データが前 2 項の保証に違反すること又はあたるおそれがあることをデータ提供者が知った場合には、データ提供者は、運営事業者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。
- 4 運営事業者及び本基盤の他の参加者による本データの利用が制限されるおそれがある場合には、第 1 項及び第 2 項の保証の範囲内で、データ提供者は、その第三者の許諾を取得し、又は、利用が制限されるデータを除外する等の措置をとり、運営事業者及び本基盤の他の参加者が本データを制限なく利用できるよう努める。

第24条（データ提供者による本データの更新）

- 1 データ提供者は、運営事業者に対し提供した本データに変更があった場合には、法令の定める又は運営事業者が別途定める期限があるとき、これらいずれかのうち早く到来するその期限までに、変更後のその本データを運営事業者に対し提供する。
- 2 前項に基づき、運営事業者がデータ提供者から変更後の本データの提供を受けた場合には、運営事業者はその本データの値を更新し、その本データを過去に取得したデータ受領者に対し、変更の事実を連絡する。ただし、基盤介在受領者については、更新時に運営事業者が把握している連絡先に連絡すれば足りる。

第25条（本基盤契約の終了後の措置・第 4 章関連）

データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次のとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の定めは適用されない。

- (1) 運営事業者は、本基盤契約終了前に提供を受けた本データについて、その時点で存在する本基盤機能の提供に必要な範囲かつ本基盤契約第 4 章の定めに従うこと

を条件として、本基盤契約終了後も、終了時データ関連条件に従い、終了後利用期間、継続して利用できる。

- (2) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させることを継続できる。
- (3) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、運営事業者は、本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある本データを削除する。また、運営事業者はデータ利用者に同様に対応させる。

第5章 データ利用関連条項

第26条（データ関連条件の変更）

- 1 本データのデータ関連条件が変更される場合には、運営事業者は、その別途定める期限までに、その別途定める方法により、その変更の内容及び変更の効力発生日をそのデータを利用しているデータ利用者に対し、周知する。
- 2 前項の規定に従った周知がされた場合には、変更の効力発生日後、データ利用者は、変更後のデータ関連条件に従い、本データを利用する。データ提供条件が変更された結果、データ利用者への本データの提供が認められない場合には、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 第1項のデータ関連条件の変更は将来に向かってその効力を有する。

第27条（データ利用者への本データの提供）

- 1 運営事業者は、データ利用者より運営事業者が別途定める方法によって本データ提供の要請があった場合には、データ提供条件を充足すると判断した場合又は運営事業者が別途定める方法によるデータ提供者の承諾がある場合に限り、データ利用者に対し、関連する本データを提供する。
- 2 前項の提供は、運営事業者が別途定める方法により行う。

第28条（データ利用者による本データの利用）

データ利用者は、提供された本データを利用するに当たり、本基盤機能の使用に必要な範囲及びデータ利用条件の範囲を超えて提供された本データを利用してはならず、第三者に利用させてはならない。

第29条（データ利用者による本データの管理）

データ利用者は、次の各号の定めに従って、運営事業者から提供された本データを管理する。ただし、データ利用条件に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

- (1) データ利用者は、運営事業者から提供された本データを自らが保有する他の情報と明確に区別して、自らの営業秘密を取り扱う場合と同等以上の善良な管理者の注意をもって管理又は保管する。
- (2) データ利用者は、運営事業者から提供された本データに施されたアクセス制御その他の電磁的管理措置の効果を妨げる行為をしてはならない。

第30条（データ利用者による本データの第三者提供）

- 1 データ利用者は、第三者に対し、運営事業者が別途定める方法によりデータ提供者が承諾する場合を除いて、本データを提供してはならず、第三者が本データの内容を容易に知り得るようにしてはならない。
- 2 第16条（秘密保持義務）第5項の規定は、データ利用者による、提供された本データの取扱いに準用する。

第31条（データ利用者によるデータ提供・利用の対価の支払い）

データ利用者は、運営事業者に対し、本基盤の使用料以外に本データの提供及び利用の対価を支払う義務を負わない。

第32条（運営事業者による本データの保証）

- 1 運営事業者は、データ利用者に対し、次の各号の全てを保証する。
 - (1) 運営事業者が、本データをその取得時からデータ利用者に対し提供するまでの期間にその本データを故意又は重大な過失により変更していないこと
 - (2) 提供される本データが、適用法令上必要な手続を履践されて取得・提供されていること
- 2 運営事業者は、データ利用者に対し、前項の各号又は別紙に定める保証事項を除いて、次の各号に定める事項及び法令上の保証事項を含む一切の事項を保証しない。
 - (1) 提供される本データの正確性
 - (2) 提供される本データの完全性（本データに欠損や不整合がないことを含む。）
 - (3) 提供される本データの安全性（本データがコンピュータに障害を発生させないものであることを含む。）
 - (4) 提供される本データの有効性（本基盤機能の使用に必要な範囲又はデータ利用条件への適合性を含む。）
 - (5) 提供される本データが第三者の知的財産権その他の権利及び利益を侵害しないこと
- 3 提供される本データが、前2項の保証に違反すること又は違反するおそれがあることを運営事業者が知った場合には、運営事業者は、データ利用者に対し、該当する事項全ての具体的な内容を直ちに連絡する。

第33条（データ利用者による本データに関する情報提供）

運営事業者から提供された本データに誤り、不足、計算間違いその他そのデータの内容の正確性、第三者の権利利益の侵害又は法令違反の問題を発見した場合には、データ利用者は運営事業者に対し、その内容を速やかに連絡する。

第34条（本基盤契約の終了後の措置・第5章関連）

- 1 データ提供者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ提供者が提供した本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。
 - (1) 運営事業者は、終了時データ関連条件に従い、かつ、データ利用者が終了時データ関連条件に従う限り又は法令上必要な範囲で利用する限りにおいて、対応する本データをデータ利用者に対し提供し、かつ、利用させる。
 - (2) 終了後利用期間が満了した時、法令上の義務を履践する必要がある場合を除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 2 データ利用者と運営事業者との間の本基盤契約が終了した場合には、データ利用者が利用していた本データは次の各号に定めるとおり取り扱う。ただし、別紙に別段の定めがある場合には、その別紙の定めに従い運営事業者から提供された本データを取り扱うものとし、次の各号の規定は適用されない。
 - (1) その契約終了がデータ利用者の責めに帰すべき事由によらない場合には、データ利用条件及び前項を含む本基盤契約第5章の規定に従うことを条件として、提供された本データを継続して利用できる。
 - (2) その契約終了がデータ利用者の責めに帰すべき事由による場合には、法令上の義務を履践する必要があるときを除いて、データ利用者は、提供された本データを以後利用してはならず、記録された媒体を全て廃棄又は消去すると共に、自らの直接又は間接の管理下にある提供された本データを削除する。
- 3 データ利用者が前各項の規定により、本基盤契約の終了後も継続して提供された本データを利用することができる場合には、データ利用者は、自らの責任と費用により、本基盤から対象となる本データを取得し、保存し、かつ利用する。

第35条（データ利用者が運営事業者に対し提供したデータ）

本章の規定は、第33条（データ利用者による本データに関する情報提供）を除き、データ利用者が運営事業者に対し、データ提供者として提供した本データについては適用されない。

第6章 責任範囲

第36条（第三者との間の紛争）

各参加者による本データ又は本基盤の使用に起因又は関連して、その参加者と第三者との間で、クレーム、請求、訴訟その他法的手続を含む紛争等（以下「紛争」という。）が生じた場合には、その参加者は、運営事業者に対し、速やかに紛争等の概要を連絡する。その参加者は、運営事業者の求めがある場合には、速やかにその求める情報及び関連資料を提供する。

第37条（損害賠償）

- 1 本基盤契約の違反により相手方に対し損害を与えた場合には、各当事者は相手方に対し、その損害を賠償する。
- 2 運営事業者が本基盤契約に関して参加者に対し負う責任の範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、運営事業者の本基盤契約の違反が直接の原因で参加者に発生した通常損害（逸失利益を除く。）に限定され、運営事業者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害等、逸失利益について運営事業者は責任を負わない。
- 3 前項における運営事業者が参加者に対し、本基盤契約の違反について責任を負う場合であっても、その損害賠償の額は、参加者がその損害等の発生した日から遡って●●ヶ月間に運営事業者に対し支払った本基盤の使用料の額を超えない。
- 4 運営事業者に故意又は重大な過失がある場合又は本基盤契約上、その適用がない旨が明示されている場合には、本条第2項及び第3項の各規定は適用しない。

第38条（免責）

- 1 参加者及び運営事業者は、基本的免責事由による本基盤契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について責任を負わない。
- 2 運営事業者は、運営事業者の責に帰することができない事由から参加者に生じた損害について責任を負わない。「運営事業者の責に帰することができない事由」は、次の各号に定める事由を含むが、これらに限られない。
 - (1) 参加者による本基盤契約の違反
 - (2) 参加者の設備の障害
 - (3) 運営事業者が定める安全管理及びセキュリティ対策等を参加者が遵守しないこと
 - (4) 善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない自らの管理する設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (5) 第4条（契約の締結）の規定にしたがった通知の欠如
 - (6) 第10条（本基盤の提供停止）の規定にしたがった本基盤の提供停止
 - (7) 第40条（本基盤契約の解約申入れ）、第41条（本基盤契約の解除）及び第42条（反社会的勢力の排除）の各規定に従った本基盤契約の終了

第7章 有効期間及び終了

第39条（本基盤契約の有効期間）

- 1 本基盤契約は、本基盤契約が成立した日から、●●年間有効に存続する。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営事業者が参加者に対し、又は参加者が運営事業者に対し、前項の期間満了の●●ヶ月前までに、その期間の満了をもって本基盤契約を終了する旨を通知しなかった場合には、本基盤契約は自動的に●●年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第40条（本基盤契約の解約申入れ）

- 1 運営事業者は、本基盤の運営が困難となるやむを得ない事情が生じ、本基盤の提供の終了を希望する場合には、参加者を含む本基盤の全ての参加者に対し、本基盤の提供終了希望日の●●ヶ月前までにその旨を周知する。周知がされた場合には、本基盤契約は、その周知された提供終了希望日又は全ての参加者が提供終了に同意した日のいずれか早い日に終了する。
- 2 参加者は、運営事業者に対し、解約希望日の●●ヶ月前までにその旨を通知することにより、解約希望日をもって、本基盤契約を解約できる。

第41条（本基盤契約の解除）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに直ちに本基盤契約の全部又は一部を解除できる。
 - (1) 財産又は信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあった場合解散（法令に基づく解散も含む。）、清算若しくは私的整理の手続に入ったとき。
 - (3) 手形若しくは小切手を不渡とし、その他支払不能又は支払停止となったとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して法令に反する行為をしたとき。
 - (6) その他前各号に準ずるような本基盤契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。
- 2 参加者及び運営事業者は、相手方が本基盤契約のいずれかの条項に違反し、その是正を催告したにもかかわらず、●●営業日以内にこれを是正しない場合には、それ以上の何らの催告なく本基盤契約の全部又は一部を直ちに解除できる。

第42条（反社会的勢力の排除）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方に対し、次の各号に定める事項を全て保証する。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当しないこと
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していないこと
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を使用していないこと
 - (5) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - (6) その他、自らの役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 2 一方当事者が、前項の各号のいずれかに該当する場合には、相手方は、何らの催告なしに、本基盤契約を解除できる。

第43条（本基盤契約終了の効果）

- 1 本基盤契約の終了は、それに先立ち発生した損害賠償請求権その他の権利の行使を妨げない。
- 2 本基盤規約に別段の定めがある条項の他、本条及び次の各号に掲げる規定は、本基盤契約の終了後も継続して効力を有する。
 - (1) ●●条

第8章 一般条項

第44条（本基盤規約の変更）

- 1 運営事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随時、本基盤規約の全部又は一部を変更でき、参加者は、これら変更を本基盤契約の締結をもってあらかじめ承諾する。
 - (1) 本基盤の参加者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本基盤契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 運営事業者は、本基盤規約の全部又は一部を変更する場合には、変更希望日の●●ヶ月前までに、その変更の内容を、参加者を含む全ての本基盤の参加者に周知しなければならない。これを怠った場合には、前項に基づく本基盤規約の変更は、効力を有さない。

第45条（通知）

本基盤契約に基づく参加者と運営事業者間の通知は、通知を送付する当事者から代理権限を付与された者又は本人若しくは代表者の記名押印がある書面によらなければ効力を有さない。

第46条（譲渡禁止）

- 1 参加者及び運営事業者は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、本基盤契約における契約上の地位及び本基盤契約によって生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又はその他の処分をしてはならない。
- 2 前項及び本基盤契約の他の条項の規定にかかわらず、運営事業者が、本基盤にかかる事業を第三者に対し譲渡（事業譲渡、会社の合併・分割に伴う承継を含むがこれに限らない。）する場合には、参加者は、本基盤契約をもってその譲渡をあらかじめ承諾する。ただし、その譲渡は、運営事業者が参加者に対し、これを通知した日から、●●ヶ月が経過しない限り、効力を有さない。

第47条（準拠法）

本基盤契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第48条（紛争解決）

本基盤契約に起因又は関連する紛争に関する訴訟その他の紛争解決手続は、●●地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第49条（外国語）

本基盤規約は、日本語版を正文とする。本基盤規約の外国語訳が創出される場合には、その外国語訳と正文との間で意味又は意図に矛盾又は相違があるとき、正文が優先する。

1. 本基盤関連

(1) 本基盤の名称（第2条）

「自動車・蓄電池トレーサビリティ基盤（仮）」

(2) 運営事業者（第2条）

一般社団法人●●

2. 本基盤機能関連

(1) 本基盤機能（第2条・第7条・第19条）

以下のとおりとし、詳細は、別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

大分類	機能名	概要
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	データへのアクセス制御	トレーサビリティ管理システムを経由してデータ利用者に共有されるデータについて、データ利用者のアクセス権（開示範囲等）を設定し、データ利用者からのアクセスを制御する機能
	サプライチェーンのトレーサビリティ管理	製品の部品構成や取引関係を紐づけて管理する機能
	CFP自動計算	サプライチェーン上でCFPが更新された際に、関連するCFPを自動で計算する機能。
	CFP情報管理	CFPに関する情報を管理（作成・登録、参照、更新、削除）する機能
	CFP関連依頼	CFP算出、CFP改善、その他依頼事項を川上・川下企業に依頼する機能
	CFP関連通知	CFPに関連するデータの更新、並びに第三者認証結果の期限切れその他通知事項を通知する機能
	CFP関連ステータス管理	CFPに関連する依頼やその回答に関する状況を確認する機能
データ流通システム	データ送受信	データ流通システムの利用者間でデータを送受信する機能
	他層のシステム・アプリとの接続	アプリや連携サービス層のシステムとデータ流通システムとの間を、認証した上で接続する機能
ユーザ認証システム	ユーザ認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムの利用ユーザについて、あらかじめ登録されている

大分類	機能名	概要
		ユーザ本人であることを確認する機能
	システム認証	アプリケーション、ユーザシステムその他システムについて、あらかじめ登録されているシステムであることを確認する機能
	ユーザ情報管理	利用者に紐づく事業者・事業所の情報を管理する機能

(2) 本基盤機能に関する保証（第7条第3項）

大分類	保証内容
蓄電池のトレーサビリティ管理システム	●●
データ流通システム	●●
ユーザ認証システム	●●

(3) 本基盤機能に関するデータ保証（第7条第3項・第32条第2項）

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

3. 本データ関連

(1) 本データ（第2条）

「本データ」とは、本基盤に提供された以下のデータを指すものとし、その細目は別途運営事業者が作成するシステム仕様書において定める。

- ① 事業者情報
- ② 事業所情報
- ③ 部品情報
- ④ 部品構成情報
- ⑤ 取引関係情報
- ⑥ CFP 情報
- ⑦ 依頼・回答情報
- ⑧ 通知情報
- ⑨ ステータス情報

(2) 本データ保証（第 2 条・第 23 条）

CFP 情報について、運営事業者が指定した要件を満たす認証機関が発行した、運営事業者が指定した事項に関する証明書と、本データが整合すること。

(3) データ提供条件（第 17 条）

設定可能な提供条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、基盤運営者は、データ提供者が承諾したデータ受領者に対してのみ本データを提供することを基本原則とする。

(4) データ利用条件（第 17 条）

設定可能な利用条件は、本基盤のシステム上別途定められた範囲とするが、データ利用者は、本基盤機能の使用に必要な範囲を超えて、本データを利用してはならないことを基本原則とする（ただし、必要な範囲ではシステム外の利用も可能とする。）。

4. 基盤使用料関連

(1) 基盤使用料（第 9 条）

本基盤の使用料は、基本料金及びサービス利用料金より構成されるものとし、その具体的金額は申込書又は価格表記載のとおりとする。

(2) 支払条件（第 9 条）

基盤運営者は、本基盤契約が成立した日が属する月の翌月末日で請求書を発行し、参加者は請求書記載の支払期日までに、請求書で別途指定する銀行口座に振込入金することにより本基盤の使用料を支払う。振込手数料は参加者の負担とする。

5. 基盤終了時の処理（第 25 条・第 34 条）

特になし

6. 秘密情報の範囲（第 16 条）

特になし

7. その他特記事項（第 3 条）

特になし